

## 東京都防災士会大田区ブロック規約

### (名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人東京都防災士会大田区ブロック（通称、おおた防災士会）（以下、本会という）と称す。

### (本会の立場)

第2条 本会は、特定非営利活動法人東京都防災士会（以下、東京都防災士会という）の「ブロック及びエリアに関する細則」の規定に基づき東京都大田区を活動対象地域として構成されるブロックに位置づけられているとともに、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、日本防災士会という）の東京都支部大田区ブロックに位置づけられている。

### (目的)

第3条 本会は、大田区において広く一般区民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時において地域の災害対策に取り組む関係機関、区民、各種団体の活動への支援を通じて、安全で安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (事業・活動)

第4条 本会は、前条に掲げる目的を達成するため、東京都防災士会定款第4条及び第5条に掲げる事業・活動を、大田区地域を活動対象地域として関連行政機関および団体等とも連携して行う。

### (会員)

第5条 本会会員は、ブロック会員と賛助会員により構成する。

2 本会会員は、会員相互の交流と親睦を図り相互に協力することで一人ひとりの能力向上を図り、地域との連帯を深めることにより、大田区の地域防災力を向上させ、安全で安心して暮らせる大田区を実現するために努力する。

3 本会会員は、本会を本会の活動趣旨に整合しない自身の営利目的に利用してはならない。

4 ブロック会員は、次に掲げる者とする。

- ・大田区に在住、又は勤務する日本防災士会の正会員である個人
- ・大田区に在住、又は勤務、又は大田区を中心とした地域の防災力向上に貢献したい意思を持ち、本会の活動趣旨に賛同し規約を遵守することを約する個人

5 賛助会員は、次に掲げるとおりとする。

- ・本会の活動趣旨に賛同し、資金や物資等で本会活動を支援する個人、法人及び団体

### (入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、本会が規定する入会申込書を提出して入会を申し込み

む。

2 入会申込書の提出を受けた場合、役員会が、入会申込者が本会の活動趣旨に賛同し規約を遵守することを確認したのちに入会を許諾する。

3 役員会は、新たに入会許諾をしたブロック会員を既存ブロック会員へ報告する。

(会費)

第7条 ブロック会員の入会金及び会費は以下のとおりとする。

一 入会金	0円
二 年会費 ブロック会員	1, 000円
賛助会員（個人）	1, 000円／一口
賛助会員（法人）	5, 000円／一口

(退会)

第8条 ブロック会員は、本会が規定する退会届をブロック長に提出することにより、任意に退会することができる。この場合、本会が管理する会員名簿の登録を即日抹消する。

2 前号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、本会会員としての資格称号を使用することはできないものとする。

(役員等)

第9条 本会は、次の役員を置き、役員会を構成する。

2 役員は、ブロック会員よりブロック総会において選出する。なお、役員の過半数は、日本防災士会の正会員であるブロック会員とする。

役員	5名以上
内、ブロック長	1名
内、副ブロック長	1～2名程度
内、事務局長	1名
内、会計	1名以上（事務局長による兼任を認める）
内、執行役員	数名以上
内、監事	1～2名

3 ブロック長及び副ブロック長、監事は、役員の互選により定める。

4 ブロック長は、役員の中から、事務局長及び会計担当を指名する。

5 役員会がその総意として必要と認める場合、ブロック会員から執行役員として追加招集することを認める。

6 執行役員を追加招集した場合、その事実をブロック会員に報告しなければならない。

7 追加招集の執行役員は、託された職務が完了した場合、速やかに退任する。

8 役員の解任は、各役員の任命権者により行われる。

9 役員の任期は最長2事業年度とする。再任は拒まない。

10 役員は、無報酬とする。

#### (ブロック総会)

第10条 本会は、ブロック総会を毎事業年度1回開催する。

- 2 ブロック総会は、全てのブロック会員をもって構成する。
- 3 ブロック総会は、前年度の決算・事業報告、当該年度の予算・事業計画、その他ブロックの活動に係る重要な事項を討議・報告する。
- 4 賛助会員は、ブロック総会を傍聴することができる。

#### (ブロック総会の招集)

第11条 ブロック総会は、ブロック長が招集する。ただし、全ブロック会員の5分の1以上のブロック会員は、署名のあるブロック総会招集請求書面をもってブロック長に総会の招集を請求することができる。この時、ブロック長は原則30日以内にブロック総会を招集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事は、監査の結果、不正、法令違反があるなど、必要があると判断する場合は、ブロック総会を招集することができる。

#### (ブロック総会の運営)

第12条 ブロック総会は、ブロック会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。

- 2 ブロック総会の議決は、出席したブロック会員の過半数(委任状を含む)をもって行う。
- 3 前項の規定に関わらず、規約の変更は全てのブロック会員の2分の1以上(委任状を含む)をもって決する。

#### (ブロック総会の議事録)

第13条 ブロック総会の議事録には、以下の事項を記載する。

- 一 日時及び場所(オンラインを含む)
- 二 ブロック会員総数、出席者及び委任状提出数
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び評決の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

#### (役員会の開催)

第14条 ブロック総会の議案の準備、決議済事項の執行等、本会の活動を円滑に実施するため、適時に役員会を開催する。

- 2 役員会は、役員の発議によって行う。
- 3 役員会には、役員の他、必要に応じて、関係するブロック会員に出席を求めることができる。
- 4 役員会の議事は、出席者の相互信頼と協力の下、原則コンセサスベースで行う。ただし、意見が割れる場合は、ブロック長の判断により、役員の過半数で議決するか、もしくは総会付議事項とする。

5 役員会の議事の結果は、事務局長が議事録を作成し、出席者の確認をとったうえで、その議事結果をブロック会員に報告する。

(会員の資格の喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 会員が退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 定められた期間内に会費を納入しなかった場合、会員資格を停止する。役員が定められた期間内に会費を納入しなかった場合には役職資格を停止する。
- 四 会費2期を滞納した場合、会員資格は喪失する。
- 五 除名されたとき。

(除名)

第16条 本会会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、ブロック総会においてブロック会員の過半数の議決によりその会員を除名することができる。

2 前号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、本会会員としての資格称号を使用すること、資格称号を前歴として使用することの何れもできないものとする。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第18条 この規約の施行について必要な細則は、役員会にて作成しブロック総会の過半数の議決をもって定める。

(委任)

第19条 この規約に定めていない事項は、日本防災士会および東京都防災士会の規約を適用する。

(付則)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から改定する。